

令和2年6月5日

生徒・保護者 様

千葉県立沼南高柳高等学校 事務室

時下、皆様にはますます御清栄のこととお喜び申し上げます。
就学支援金について、HP とマチコミメールで事前に御案内していたところですが、本日申請書等の配布をいたします。
注意点等よくお読みの上、御提出をお願いいたします。

7月の審査から、就学支援金の認定基準が変更になります。

従来の保護者の県民税・市民税所得割額による認定から、下記の課税所得を基にした認定に変更になります。令和2年1月1日現在の住民票の所在地によって異なりますのでご注意ください。

(政令市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除} \times 3/4$

(通常の市) $A = \text{地方税の課税所得} \times 6\% - \text{調整控除}$

保護者等のAの値の合算が30万4200円未満であれば認定になります。
千葉県では千葉市のみが政令市です。

提出書類につきましては、人によって異なりますので別紙「就学支援金に係る必要書類フローチャート」を御参考にしてください。

申請書様式等はHPに掲載いたしますので、紛失した場合はそちらからもダウンロードしてご利用いただけます。

事務室にも用意がありますので、必要がありましたらお渡しいたします。

重要

1、2のどちらも令和元年(H31)の所得の申告が必要です。

確定申告や年末調整を行っていない方は、マイナンバーによる情報取得ができないため、認定の遅延に伴う授業料のお支払いが発生する場合があります。

申告を行っていない方は必ず事務室まで連絡をしてください！！

不明な点は、沼南高柳高校事務室 TEL 04-7191-5281 までお問い合わせください。